

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 令和5年度 KF1-14
- 2 委託名 (都)競馬場高丸線建物等調査業務委託(その3)
- 3 委託場所 宝塚市 鹿塩2丁目 地内
- 4 委託期間 契約日 ~ 令和5年(2023年)9月29日
- 5 契約相手方 住所 加西市上道山町277-1
社名 (株)技研 兵庫営業所

- 6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

本件は、令和3年度に実施した「(都)競馬場高丸線建物等調査業務委託(その2)」において算定を行った調査の一部について、借家人契約の変更に伴う修正等が必要となったため、前回調査算定結果を基に再度算定業務を行うものです。

前業務と不可分の関係にあるため、前段との一体性に鑑み、その受注者であった上記事業者を随意契約の相手方とします。

4

- 7 問合せ先 課名：道路建設課 内線：2307

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 令和5年度 KF1-15
- 2 委託名 (都)荒地西山線設計業務委託(その1)
- 3 委託場所 宝塚市 社町外 地内
- 4 委託期間 契約締結日 ~ 令和5年(2023年)9月29日
- 5 契約相手方 住 所 神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号
社 名 阪急設計コンサルタント(株) 神戸営業所
- 6 指定理由
(根 拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、(都)荒地西山線整備事業(小林工区)の事業進捗を図ることを目的に、阪急今津線立体交差部に隣接する構造物設計等を行うものです。
設計業務を進めるにあたっては、供用中の阪急今津線の鉄道構造物の設計・施工に関する詳細情報を十分に把握し、近接施工時に鉄道構造物への影響が生じない構造及び工法、施工計画を選定することが不可欠です。
さらに、本路線が阪急今津線とフルアンダー形式で立体交差することから、平成21年度から平成26年度にかけて市が阪急電鉄株式会社へ委託し、阪急設計コンサルタント株式会社が施工管理を行った立体交差部の鉄道工事及び関連する道路工事では、阪急今津線軌道を支持する仮設構造物や鉄道防護施設等を存置しており、これらを適切に考慮することにより、合理的な設計と列車の安全運行が可能となります。
このため、阪急電鉄株式会社の100%関連会社であり、鉄道構造物及び関連施設の設計について経験豊富で、現場状況を熟知している唯一の設計コンサルタント会社である阪急設計コンサルタント株式会社との特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 課名：道路建設課 内線：2291